

令和5年3月23日(木)
津島市建設産業部都市計画課マスタープラン推進室
(松尾、菱田)
電話番号 0567-55-9357 (ダイヤルイン)

津島市、名古屋鉄道株式会社、独立行政法人都市再生機構の三者連携による包括連携協定締結式を開催します

このたび、津島市、名古屋鉄道株式会社、独立行政法人都市再生機構の三者は、互いの連携・協力のもと、まちづくりの課題解決に取り組むことに合意したため、次のとおり協定の締結式を開催します。

1 協定締結先

- (1) 名古屋鉄道株式会社
(所在地：名古屋市中村区名駅1丁目2番4号)
- (2) 独立行政法人都市再生機構中部支社
(所在地：名古屋市中区錦3丁目5番27号)



街に、ルネッサンス



2 締結式

- (1) 日時：令和5年3月31日(金) 午後2時30分
- (2) 会場：津島市役所3階市長公室
(津島市立込町2丁目21番地)
- (3) 出席者：津島市長 日比一昭
名古屋鉄道株式会社 取締役専務執行役員 岩切道郎 様
独立行政法人都市再生機構中部支社 支社長 郡司直人 様

3 協定概要

当市が示す、都市づくりの方針において、交通・土地利用・観光の分野を中心に、当市の地域資源、名古屋鉄道(株)及びグループ企業が持つリソース、(独)都市再生機構が持つ都市再生の実績及びノウハウを活かし、地域の持続的発展を目的に取り組むため、別紙の包括連携協定を締結するもの。

4 協定締結の経緯

津島市、名古屋鉄道株式会社、独立行政法人都市再生機構の三者では、令和元年度より都市計画マスタープラン等の策定に取り組み、津島市の発展と暮らしやすさの向上について共に考えてきました。

こうした関係性のもと、令和3・4年度には名鉄津島駅を含むまちなかの賑わいづくりに必要な課題整理などを検証する社会実験「えきまえVIP」を開催し駅前を含む公共空間で多様な活動を実施してきました。

今後は、より三者が連携・協力して、地域の持続的発展に取り組んでいきます。

津島市と名古屋鉄道株式会社と独立行政法人都市再生機構との
まちづくりに関する包括連携協定書

津島市（以下「甲」という。）、名古屋鉄道株式会社（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）は、甲の「津島市都市計画マスタープラン（令和3年12月）」（以下「計画」という。）のまちづくりに関して、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が互いに連携及び協力し、次に掲げる事項を推進するために検討し、協議することを目的とする。

甲が計画に示す、「都市づくりの方針」において、交通・土地利用・観光の分野を中心に、甲の地域資源と乙及び乙のグループ企業が持つリソース、丙が持つ都市再生の実績及びノウハウを活かし、地域の持続的発展を目的に取り組む。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の施策事項に関して互いに連携及び協力し、施策の検討・協議に取り組むものとする。

（1）甲が計画に定める、名鉄津島駅を中心としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市拠点、歴史ふれあいゾーンの実現に関すること。

（2）前号の施策を活かし、インバウンド観光客も対象にした観光商品の開発や情報発信等による地域の魅力を発掘・発信する地域ブランディング戦略に関すること。

（3）名鉄津島駅及び名鉄青塚駅を活かし、定住人口や交流人口等の拡大に向けた都市基盤の開発における実現手法の検討に関すること。

（4）市民が日常利用する駅と地域との結びつきを高めた持続可能な地域公共交通の構築に関すること。

（5）その他、鉄道と地域公共交通が連携したまちづくりに関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、前条の施策事項に取り組み、丙は前条第1項第1号の実現に向けた技術の提供等を含むコーディネート支援を行うとともに、前条第1項第2号から第5号までに掲げる施策事項に対しても必要に応じて情報及びノウハウの提供等支援を行うものとする。

（機密の保持）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定に関して知り得た相手方の情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に当該情報を提供した相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後も引き続き効力を有する。

(協定内容の変更)

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが協定内容の変更を申し出た場合は、その都度、協議の上、当該変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から(令和10年度)2029年3月末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1年前より、甲、乙及び丙は第2条に掲げる施策事項の進捗状況を精査するものとし、その結果に基づき、必要に応じて施策事項及び期間を更新することができる。

2 甲、乙及び丙は、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって他の当事者に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙のそれぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

(令和5年) 2023年 月 日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長 日比 一昭

乙 名古屋市中村区名駅1丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役社長 高崎 裕樹

丙 名古屋市中区錦3丁目5番27号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 郡司 直人